

令和3年8月31日

主文

後記「事実」欄第2の2(2)記載の原処分を取り消す。

事実

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、障害等級2級の障害基礎年金の支給を求めるとのことである。

第2 事案の概要

1 事案の概要

本件は、両足熱傷(以下「当該傷病」という。)により障害の状態にあるとして、障害基礎年金の裁定を請求した請求人に対し、厚生労働大臣が、裁定請求日における請求人の当該傷病による障害の状態は、国民年金法施行令(以下「国年令」という。)別表に定める程度に該当しないとして、障害基礎年金を支給しない旨の処分(以下「原処分」という。)をしたところ、請求人が、原処分を不服として、標記の社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をしたという事案である。

2 本件再審査請求に至る経緯

本件記録によると、請求人が本件再審査請求をするに至る経緯として、次の各事実が認められる。

- (1) 請求人は、当該傷病により障害の状態にあるとして、令和○年○月○日(受付)、厚生労働大臣に対し、事後重症による請求として、障害基礎年金の裁定を請求した。
- (2) 厚生労働大臣は、令和○年○月○日付けで、請求人に対し、裁定請求日における請求人の当該傷病による障害の状態は、国年令別表に定める程度に該当しないとして、障害基礎年金を支給しない旨の処分(原処分)をした。
- (3) 請求人は、原処分を不服とし、標記

の社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をした。

第3 当事者等の主張の要旨
(略)

理由

第1 問題点

- 1 障害等級2級の障害基礎年金は、障害の状態が国年令別表に定める2級の程度に該当しなければ、支給されないこととなっている。
- 2 本件の場合、請求人の当該傷病に係る初診日は、請求人が20歳に達する前であることは本件記録から明らかであり、当事者間に争いがないものと認められるところ、請求人は、前記「事実」欄第2の2(2)記載の理由による原処分を不服としているのであるから、本件の問題点は、裁定請求日における請求人の当該傷病による障害の状態(以下、これを「本件障害の状態」という。)が、国年令別表に定める2級の程度に該当しないと認められるかどうかである。

第2 審査資料

本件の審査資料は、a病院b科・A医師作成の令和○年○月○日現症に係る同日付け診断書(以下「本件診断書」という。)の写しである。

第3 事実の認定及び判断

- 1 審査資料によれば、本件障害の状態等に関して、次の記載のあることが認められる。

傷病名：両足熱傷

傷病の発生日月日：昭和○年○月○日
(本人の申立て)

初めて医師の診療を受けた日：昭和○年○月○日
(本人の申立て)

傷病の原因又は誘因：ほりごたつに落下した

既存障害：なし

既往症：なし

傷病が治った(症状が固定して治療の効果が期待できない状態を含む。)かどうか。

傷病が治っている場合……治った
日：平成〇年〇月〇日 推定
診断書作成医療機関における初診時
(平成〇年〇月〇日) 所見

熱傷受傷後、1 週間後くらいに初
診
現在までの治療の内容、期間、経過等
当院で8 回入院・手術治療を行っ
た

診療回数（注：記載なし）
計測（注：記載なし）
障害の状態（令和〇年〇月〇日現症）
切断又は離断・変形・麻痺（注：「両
足、背側底側ともに熱傷ハンコンお
よび潰瘍をみとめる」と付記され、
両足に変形のある旨が図示されてい
るが、掲示を省略する。）
外観（注：記載なし）
起因部位（注：記載なし）
種類及びその程度（注：記載なし）
反射（注：記載なし）
その他（注：記載なし）
脊柱の障害（注：記載なし）
人工骨頭・人工関節の装着の状態
（注：記載なし）
握力（注：記載なし）
手（足）指関節の他動可動域（注：
記載なし）
関節可動域及び筋力（注：足関節の
み記載されている。）

部位	運動 の種類	右		左			
		関節可動域 (角度)		筋力	関節可動域 (角度)		筋力
		強直 肢位	他動可 動域		強直 肢位	他動可 動域	
足関節	背屈	/	15°	やや減	/	15°	やや減
	底屈	/	45°	やや減	/	45°	やや減

四肢長及び四肢囲（注：記載なし）

日常生活における動作の障害の程度
(注：下肢関連の動作のみ掲記)

補助用具を使用しない状態で、
一人でうまくできる場合には
……………○
一人でできてもやや不自由な

場合には……………○△
一人でできるが非常に不自由
な場合には……………△×
一人で全くできない場合には
……………×

片足で立つ……………右×、左×
歩く（屋内）……………×
歩く（屋外）……………×
立ち上がる

……………支持があってもできない
階段を上る
…手すりがあればできるが非常
に不自由
階段を下りる
…手すりがあればできるが非常
に不自由

平衡機能（注：記載なし）
補助用具使用状況：下肢補装具
(左・右) 及び杖を常時(起床より
就寝まで) 使用
詳しい使用状況：起立歩行時に両
足の補装具が必要 室内移動用
に常時しきマット必要 外出時
にはスワニ・キャリアバッグが
必要

その他の精神・身体の障害の状態：
足裏に負担がかかると、激痛とカ
イヨウが生じてしまうため、室内
では厚手のくつ下やスリッパを着
用している。壁や机を支えにして、
マット上で爪先立ちや膝歩きをし
ている。

現症時の日常生活活動能力及び労働
能力：起立歩行に支障があるため、
日常生活に制限あり ♫（注：起
立歩行に） ♫（注：支障があるた
め、）就業不能状態である。極力、
歩行せずに車イスの使用の必要あり

予後：現状より改善のみこみなし

2 上記認定の事実に基づき、本件の問題
点を検討し、判断する。

(1) 国年令別表は、障害等級2級の障害
基礎年金が支給される障害の状態を定
めているが、当該傷病による障害に関

わると認められるものとしては、「一下肢の機能に著しい障害を有するもの」(12号)及び「前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であつて、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの」(15号)が定められている。

そして、国民年金法上の障害の程度を認定するためのより具体的な基準として、社会保険庁により発出され、同庁の廃止後は厚生労働省の発出したものとみなされて、引き続き効力を有するものとされている「国民年金・厚生年金保険障害認定基準」(以下「認定基準」という。)が定められているが、障害の認定及び給付の公平を期するための尺度として、当審査会もこの認定基準に依拠するのが相当であると考えたものである。

- (2) 認定基準の「第2 障害認定に当たっての基本的事項」の「1 障害の程度」によれば、日常生活が著しい制限を受けるか又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度とは、必ずしも他人の助けを借りる必要はないが、日常生活は極めて困難で、労働により収入を得ることができない程度のもので、例えば、家庭内の極めて温和な活動(軽食作り、下着程度の洗濯等)はできるが、それ以上の活動はできないもの又は行つてはいけないうもの、すなわち、病院内の生活でいえば、活動の範囲がおおむね病棟内に限られるものであり、家庭内の生活でいえば、活動の範囲がおおむね家屋内に限られるものである、とされている。
- (3) 認定基準から、請求人の当該傷病による障害の程度を認定するために必要な部分を摘記すると、次のとおりである(第3第1章第7節/肢体の障害の「第2 下肢の障害」)。
- ア 「一下肢の機能に著しい障害を有

するもの」すなわち「一下肢の用を全く廃したもの」とは、一下肢の3大関節中いずれか2関節以上の関節が全く用を廃したものの、すなわち、次のいずれかに該当する程度のものをいう。

- ① 不良肢位で強直しているもの
- ② 関節の他動可動域が、健側の他動可動域の2分の1以下に制限され、かつ、筋力が半減しているもの
- ③ 筋力が著減又は消失しているもの

ただし、膝関節のみが100度屈曲位の強直である場合のように単に1関節の用を全く廃するにすぎない場合であっても、その下肢を歩行時に使用することができない場合には、「一下肢の用を全く廃したものと認定する。

イ 「身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であつて、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの」とは、両下肢の機能に相当程度の障害を残すもの(例えば、両下肢の3大関節中それぞれ1関節の他動可動域が、別紙「肢体の障害関係の測定方法」(注:掲記省略)による参考可動域(注:以下、単に「参考可動域」という。)の2分の1以下に制限され、かつ、筋力が半減しているもの。以下「本件例示」という。)をいう。

なお、認定に当たっては、一下肢のみに障害がある場合に比して日常生活における動作に制約が加わることから、その動作を考慮して総合的に認定する。

関節可動域の評価は、原則として、健側の関節可動域と比較して患側の障害の程度を評価する。ただし、両側に障害を有する場合の関節可動域

の評価は、参考可動域を参考とする。

- (4) 本件診断書及び請求人提出の病歴・就労状況申立書によると、請求人の本件障害は、1歳時に炭火こたつに落下したことによる両足熱傷であり、皮膚移植手術を8回行っているが、やけどのため皮膚が薄く、足裏に負担がかかると激痛と潰瘍が生じ長期間治癒しないことから、室内では壁や机を支えにしてマット上でつま先立ち、膝歩きをしているとされ、医師からは、極力歩行しないように指示され、かつ車椅子の使用の必要ありとされているというものである。このような本件障害は、両足の障害であるが、関節の筋力、関節可動域の制限によるものではないから、本件例示に示された筋力、関節可動域の基準を用いることは相当でなく、日常生活における動作の障害の程度（ADL）を重視して程度を判断すべきである。そして、本件診断書によれば、請求人の下肢関連の日常生活における動作の障害の程度は、片足で立つ（右、左）、歩く（屋内、屋外）は一人で全くできない、立ち上がるは支持があってもできない、階段を上る、階段を下りるは手すりがあればできるが非常に不自由とされているから、それは、前記(3)掲記の下肢の障害で2級に相当すると認められる「身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの」すなわち「両下肢の機能に相当程度の障害を残すもの」に該当するというべきである。

保険者は、疼痛による影響があるから上記ADLをそのまま評価できないと主張するが、上記の歩行の制限は、やけどのため皮膚が薄く、足裏に負担がかかると激痛と潰瘍が生じ長期間治癒しないことによるものであり、医師も極力歩行しないように指示している

のであるから、上記ADLの評価は相当であり、保険者の主張は採用できない。

- (5) 以上によれば、本件障害の状態は、国年令別表に定める2級の程度に該当し、令和〇年〇月〇日を受給権発生日とする障害等級2級の障害基礎年金が支給されるべきであり、これと趣旨を異にする原処分は妥当ではなく、取り消されなければならない。

以上の理由によって、主文のとおり裁決する。